

令和4年度第3回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和5年2月10日（金）13：30～15：40

場 所：岡崎市役所東庁舎2階会議室

出席委員：14名

小原倫子（会長）、小川美加子、久米恵里、石川基司、安藤徹也、
吉川美里、花田直樹、岡秀之、猪飼由美子、稲吉章宏、平野敏雄、
井戸摩里、斉藤啓司、前田辰彦

欠席委員：1名

古田学

傍聴者：3名

1 開会

2 議題

- (1) 保育園及び幼保連携型認定こども園の利用定員の設定について
- (2) 「おかざきっ子 育ちプラン」の変更について
- (3) 在園児が減少した保育所の休園及び再開基準について

3 その他

4 閉会

《主な質疑、意見など》

議題1 保育園及び幼保連携型認定こども園の利用定員の設定について

むつみ北保育園の利用定員の設定について事務局から説明（資料1-1）

委員： 民間委託後の職員の配置や、待遇についてご説明ください。

事務局： 岡崎市では市独自の補助制度により、公立・私立の保育所に勤務する職員の給与等の待遇が同水準になるような取組みを進めています。また、このむつみ北保育園においては、現在も在園児が160人以上いますので、安定、継続して保育ができるように、原則として最大3年間、公立保育園の保育士を派遣することを考えています。その3年間で運営事業者である社会福祉法人むつみ会に職員を採用していただきながら、職員態勢を整えることを考えています。

委員： 昨今幼稚園の先生の人員確保が難しいのが現状です。むつみ北保育園は岡崎市から保育士の派遣があるとのことですが、幼稚園からこども園に移行する、みやこ幼稚園、やはぎみやこ幼稚園についてはどうでしょうか。

事務局： 後ほど改めて説明しますが、みやこ幼稚園及びやはぎみやこ認定こども園につきましては、公立の施設の民営化ではなく、私立幼稚園が認定こども園へと移行するため、運営する法人で対応いただいています。市からの派遣等はございません。

委員： 市から保育士を派遣する計画とのことですが、現状の保育士数で定員を設定しているのか、これから定員に対して必要な保育士を募集される考えなのかどちらでしょうか。

事務局： 来年度のむつみ北保育園民間移管後の職員につきましては、現在岡崎市六ツ美北保育園に勤めている正規の職員については、基本的にそのまま派遣となる予定です。それ以外の非常勤職員等については制度上、派遣することができませんので、その分は運営事業者で採用していただく必要があります。派遣する正規職員と、すでに運営事業者で採用を見込んでいる職員を合わせて、岡崎市の保育の最低基準として必要と定められている保育士数は確保できる見込みとなっております。

委員： この4月から民営化ということですが、在園児の保護者や派遣される保育士さんたちには説明されていますか。

事務局： 令和3年度から説明会を実施しております。民間移管に対する不安の声もありましたが、何度か説明をさせていただきまして、ご理解を得た

ものと思っております。

会 長： 当会の意見をまとめます。特に反対意見がありませんでしたので、むつみ北保育園の利用定員設定につきまして適当と認めるということによろしいでしょうか。

(発言なし)

会 長： 異議なしと認めます。

みやこ幼稚園及びやはぎみやこ認定こども園の利用定員設定について事務局から説明（資料1ー2）

委 員： 岡崎市で1号認定（満3歳以上の学校教育のみの認定を受けた子ども（幼稚園部分））と2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育園部分））のお子さんが混在する保育施設について、前例が少ないのでお聞きします。2号認定として在園している子どもの保護者の状況が変わって1号認定に切り替える必要が生じたとき、同施設内で移行するタイミングやシステムはどのようになっているのですか。

事務局： 幼保連携型認定こども園の特長に関するご質問かと思えます。幼保連携型認定こども園は簡単に申し上げますと、保育園の部分と幼稚園の部分が合わさった施設です。保育園は児童福祉施設で、保護者が就労等の理由により家庭で保育できない方しか利用できません。しかし、幼保連携型認定こども園であれば、例えば、お子さんの在園中に保護者が職を失う等、何らかの理由で保育を必要とする理由がなくなったとしても、保育園部分から幼稚園部分へ認定区分を変更することで、同一施設を引き続き利用することができます。お子さんたちは、幼稚園部分と保育園部分とでそれぞれ違う部屋やクラスに分けられているのではなく、同じ部屋やクラスに保育園部分の子どもと幼稚園部分の子どもが混在している状況です。子どもたちの認定区分により、実際に在園される時間等は変わりますが、園で過ごされているお子さんの状況に大きな変更はありません。今回、利用定員の設定をさせていただきますが、今後その利用の状況や保護者の認定の状況に応じて柔軟に変更していくことが国の法令でも要求されており、今後の状況に応じて利用定員も変更してまいります。

委 員： 職員の採用については法人に一任ということをお伺いしましたが、今まで0、1、2歳の子どもの保育の経験が幼稚園にはないと思います。前回の会議で幼保連携型認定こども園の設立認可の審議の際、設備的

には対応できるとのことでしたが、職員の研修など、実際の保育に当たりどのようなことが準備されていくのか教えてください。また、今後この幼保連携認定こども園で0、1、2歳の子どもに対して行われる、保育の内容や保育目標の作成などは、現在岡崎市の保育園で行われているのと同様な内容で実施されていくのか、それともこの法人独自のものを作られていくのかどちらでしょうか。

事務局： 本市では、今回の私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行が初めてのケースですが、当該法人は市外で既に幼保連携型認定こども園を運営されています。また、幼稚園であった時から1、2歳児に関しては、一時預かり事業として受入れをされている実績もあります。そういった経験は評価できるのではないかと考えています。職員の研修に関しては、県が幼保連携型認定こども園の職員を対象に実施する研修への参加を予定しているほか、国、県、市が園の運営費として支給する給付費の加算要件に、職員のキャリアアップのための研修の受講が義務付けられていることから、国の制度を活用しながら職員の能力の向上に努められていくものと考えております。本市としましては、実際に行われる保育の内容等につきましても、監督権者として必要に応じて指導をしていく予定です。

委員： 私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行は初めてということで、園医の立場としては戸惑いもあると思っています。保育園では春と秋の年2回の健診、幼稚園の場合は、年に1回の健診というように少し違っています。今度の幼保連携型認定こども園というのはどちらの性格を帯びていて、園医としてどう動くべきかということに関して教えていただきたいと思います。

事務局： 幼保連携型認定こども園については、法律上はどちらかという幼稚園側の制度を準用する部分が大きいです。健診については保育園と同様に年に2回と決まっています。園医の役割については、それぞれの法律によって少し表現が違いますが、保育園、幼稚園、幼保連携型認定こども園ともに目的としては同じようなことが書かれています。実際の役割としては、例えばその園の健康の計画に関する部分に携わっていただいたり、疫病の予防の観点からのご意見をいただいたり、昨今ですと新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する園ごとの細かい対応についてご相談に乗っていただくなどのご対応をいただいています。

委員： ありがとうございます。健診は年に2回ということで、保育園の園医に近いような立ち位置で対応していくという考え方でよいですか。

事務局： 私どもとしましては幼稚園と保育園の園医の役割は大きく離れていない認識ですが、健診回数が保育園と同じということで、保育園をベースに考えていただくことは問題ありません。

委員： 先ほど幼保連携型認定こども園について、保育園部分から幼稚園部分には移行できる、という話だったかと思います。逆に幼稚園部分から保育園部分へ移ることは可能でしょうか。私は、市内の保育園について、待機児童がいるので、保育園の利用は難しいと思っていましたが、こども園に在園していれば、就労した場合に保育園部分に移行することが可能ということですか。

事務局： イメージとしましてはそのとおりです。幼稚園と保育園を同一施設で実施していますので、目に見える変化はありませんが、幼保連携型認定こども園で、幼稚園部分に該当するお子さんの保護者が就労されて、家庭で保育ができないとなった場合に、同一こども園の保育園部分への移行は可能です。ただし、受入れの体制、例えば職員の人数や配置などの制約がありますので、認められる範囲の中であれば移行をすることができるものとなります。この移行できるという点が、幼保連携型認定こども園の役割として求められている特長であるのご理解いただければと思います。

委員： 現在、岡崎市内で公立のこども園が梅園、広幡、矢作にあり、4月からは私立ではみやこ（上地）とやはぎみやこの5園になると思います。以前、私が預かっていた子が広幡こども園に行っておりましたが、私の住んでいた岩津地域からこども園に通園しようとする、広幡、または梅園まで行かなくてはならない状況でした。市内の各拠点にこども園があると選択肢が増えるのではないかと思います。各地区に設置しようという取組みはあるのか、それとも基本的には、こども園に移行したいという希望がある園で実施するのか、どのようにお考えですか。

事務局： 岡崎市の保育の現状ですが、残念ながら待機児童が生じている状態です。既存の保育園を幼保連携型認定こども園に移行させると、すでにある保育の枠の一部を教育枠で押さえていくこととなりますので、保育園を幼保連携型こども園へ移行するような動きはありません。一方、幼稚園としては、全体的に園児数が減少している中で、幼稚園の中で保育サービスを提供することは待機児童の解消にも繋がりますので期待するところではあります。

委員： 資料1-2に、おかざきっ子育ちプランの一部抜粋として、赤色アンダーラインで、「幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行による定員の段階的增加」と書いてあります。現在、保育園でも人手不足により定員

よりも少ない園児数しか受け入れられないというのを耳にしたことがあります。そんな状況で幼稚園を、幼保連携型認定こども園に変えていくことによって本当に、待機児童が減るのか、という疑問があります。また、実際に幼稚園に子どもを通わせている身としては、幼稚園の先生が今やっていることにプラスして、0歳からの保育をやらないといけない、とういことで、内容が複雑ではないかなあ、という印象があります。保育園でも0歳児の担当になるのが嫌で辞めていかれる方が多いという話も聞いていますので、幼保連携型認定こども園でも同じことが起きるのではないかと心配しています。

事務局： 保育人材の確保は、公立でも私立でも難しいところですが、本市では養成校を回らせていただいたり、セミナーを開くなどして、極力人が確保できるよう努めているところです。定められた定員を受けられるよう人材の確保に努力しています。

会長： 本会議の意見をまとめます。特に反対意見がありませんでしたので、みやこ幼稚園、やはぎみやこ認定こども園の利用定員設定について適当と認めるということでよろしいでしょうか。

(発言なし)

会長： 異議なしと認めます。ただ今まとめました、むつみ北保育園、みやこ幼稚園、やはぎみやこ認定こども園の利用定員設定につきまして、本会議の意見を岡崎市長に報告させていただきます。

議題2 「おかざきっ子 育ちプラン」の変更について

事務局から説明（資料2-1、2-2、2-3）

委員： 小規模保育事業所の公募について、待機児童の解消のためということでは理解できますが、保育士不足の現況の中、民間に委託することで、運営の継続性について心配があります。私の近所でも急に認可外保育所が閉鎖になり困っているという話も聞きますので、事業の継続性についてどうお考えですか。次に、小規模保育事業の場合は保育士資格を持ってない職員の配置も可能であったように記憶していますが、そういった部分で保育の質の確保についてどうお考えですか。最後に、保育士さんの就業の継続や離職を防ぐことが待機児童の解消につながると思います。例えば、出産・育休を終えた方が時短で勤務することを積極的に進めたり、子育て中は延長のない保育園に異動したり、自宅に近い園

に異動するなど、子育てがしやすい環境、保育士さんが辞めていかない環境を作るという施策はありますか。

事務局： 本市で待機児童が生じているため、多くの事業者から小規模保育事業実施の申し出があります。事業を実施するためには人の確保が必要なのは当然ですので、申し出があるということは人材確保を含めて見込みがある、という認識をさせていただいています。また、私自身、保育士の養成校を回る中で、「大規模な園より小規模の園で働きたい。」という声も聞くことがありますので、小規模だから集めにくいということはないと考えています。

続きまして保育の質の確保についてですが、今回、公募という形をとらせていただいたのは、しっかり内容を確認した上で認可をしたいと考えたからです。小規模保育事業に関しては、保育所保育指針の遵守義務が課されないので、公募する段階で必要な条件を加えて保育の質の確保をしたいと考えています。

最後に職員の離職防止及び人材確保についてです。まず、公立の保育園の正規職員につきましては、地方公務員の育休法に基づき、お子さんが3歳になるまで育児休業が取得でき、小学校就学前までは育児短時間勤務や部分休業を取得して働くことも可能です。私立の保育園についても同様の就業規則を整えていただいております。ただし、圧倒的に女性が多い職場であり、家庭生活とバランスを取りながら働くことに難しさを感じている職員も多いかと思えます。職員の体制を整えながら、できる限りの支援をしていきたいと考えています。人材確保のため、いわゆる潜在保育士、保育士資格を取得しているけれど、子育て等で一旦仕事を離れた方などを対象とした就業セミナーを開催したり、保育士養成校に足を運んで、保育のすばらしさや仕事の喜びなどについて、現場の保育士からお話しさせていただく機会をもつなど、保育士の就労支援の取組を進めています。現状、正規職員の採用につきましては、定員割れをするような状態ではなく、募集した人員を採用できております。

会長： 私は10年ほど前から岡崎市の育休明け研修の講師をしています。他の市町でもやっておりますが、岡崎市の研修の内容は本当に素晴らしいです。先輩保育士の話聞く機会を設けたり、メンタル面のケア、ブランク後の保育にどのように適応していけるかというようなスキル面の話など非常に充実した研修を実施されています。

委員： 小規模保育の実施、やはぎみやこ、みやこ幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行など、保育の枠を広げて待機児童を解消する施策の必

要性は理解できますが、受け皿が大きくなることで就労をしようと考える保護者もいるかと思えます。お子さんを中心に考えますと、0、1歳は愛着形成の時期で、人と触れ合う機会や親との絆を深めることが大切だと思います。幼稚園や保育園で、働いている保護者へのフォローアップができればいいなと思うところです。

事務局： 小規模保育所の対象者は3歳未満の保護者が就労等のため家庭で保育できない子どもです。3歳未満児に関しては家庭での保育が望ましいという意見があることは承知していますが、現に家庭で保育ができない方の受け皿を増やしていくことは重要であると考えています。

委員： 小規模保育所の保育内容については、市の保育の基準に準ずるのか、それぞれの事業者任せられるのかどちらですか。

事務局： 保育の内容については、公募の条件の中で保育所保育指針について、遵守するような条件を考えておりますので、現在岡崎市が提供している保育と同等の内容になると考えております。開所時間についても同様に公募の条件の中で岡崎市と変わらないような条件をつけられたらと思っています。利用料につきましては、条例で定めているため他の保育所と変わりません。

委員： 私は里親をしています。基本的には児童相談所から委託を受けてお子さんを預かっています。ショートステイ、子育て短期支援事業が実施されると、児童相談所と市役所と窓口が2つになるということでお互いの住み分けはどのようになりますか。実は、この事業自体は数年前に、登録について通知をいただいたというくらいの認識しかないので、里親会や里親に対して直接説明があってもいいのではと思います。また、「里親が送迎可能な場合」とありますが、私は今まで里親として子どもを預かっていて、各家庭への子どもの送迎をしたことはありません。基本的には児童相談所が家庭へ行って、子どもを預かって里親家庭に預けに来ます。ですから里親の中では、いきなり送迎をしてください、と言われても不安があると思います。守秘義務にも関わってきますし、この事業が児童相談所とどのような連携になっているのか、どのような案件の子が多いのか。その中に虐待の子が含まれるのかどうか、というのを教えてください。

事務局： まず、住み分けというところですが、制度的なものとして、児童相談所は、事情はいろいろありますが、行政の判断で家庭から子どもを家庭から離して里親に預けたり、親の同意を得て里親に委託したり、児童福祉法上の行政処分として実施しますが、市のショートステイは、基本的には保護者から制度を使いたいという申し出があつて、市が預かって

くれるところを探し、保護者と預け先、両者の合意によって提供するサービスとして実施するところに違いがあります。児童相談所とは、すでにお子さんを預かっている里親にショートステイで、別のお子さんを委託することはしないという調整をしているところです。各家庭との送迎については、里親の意向や個人情報保護の問題もありますので、例えば市役所で引き渡しをすることなども考えています。里親個々の意向も聞きながら調整していきたいと思っています。里親への説明については、3月の中旬ぐらいに説明会を開催する予定です。令和5年度の予算審議が3月定例会で行われますが、この事業の予算が議決されましたら、里親連合会等のご協力を得ながらマッチング等について着手していければと思います。

会 長： 他にご質問がないようですので、次の議題に移ります。

議題3 在園児が減少した保育所の休園及び再開基準について

事務局から説明（資料3）

委 員： 集団保育という形であるならば、資料にあるような人数の基準を設けることは理解できます。それとは別に、この保育園の場所を森の幼稚園等違う形で活用することはできないでしょうか。岡崎市にも森の幼稚園活動をしたいお母さんがいますが、岡崎市にはないので豊田市、日進市、名古屋市等へ時間とお金をかけて通っています。もちろん保育の質を担保することは重要だと考えていますが、森の幼稚園活動のように幼児期の子どもと一緒に過ごしたい、と考えている保護者のために、岡崎市の自然豊かな場所を再利用することは可能でしょうか。私は県のあいち森と緑づくり委員会の委員も兼ねておりますので、森の幼稚園活動が額田の森の活用や林業の振興にも関わってくれるのであれば、保育園として再開するというだけでなく、違う活用の仕方も考えられれば良いなと思います。

事務局： 現在検討しているのは、岡崎市が果たすべき義務としての保育という視点からです。様々な活動団体の方々に対して、その場を提供することが可能であるなら、違う意味での保育の受け皿になる可能性もあるかと思っています。実際にできるかどうか多角的に検討する必要がありますので、今のご意見を参考にさせていただきたいと思っています。なお、森の幼稚園活動についてはおかざきっ子育てプランの中の「多様な事業者

の参入促進・能力活用事業」に位置づけられるところですので、補助制度等案内できることもあるかと思えます。

事務局： 今回の件は、園児が減少していた下山保育園の休園が 1 年間決まったということもありまして、今後のために保育やお子さんの育ちという視点で、休園や再開に関する、基準を持っていた方がいいと思い、私どもが考える案についてご意見をいただいています。この基準は今日この場ですぐに決定するというのではなく、今後も会議の場で議論を深めていけたらと思っています。下山保育園は、旧額田町の時代から長い間保育所として利用され、地域の方にとっては大切な施設です。存続については集団保育の視点だけではなく、地域の拠点としての視点、地域に人を呼び込むという視点などいろんな視点から議論をすべきと考えています。今後議論が進む中でやはり保育所としては存続が難しいということになった場合は、施設利用の考え方の一つとして、先ほどご提案されたような、森の幼稚園などの、多様な集団活動も選択肢としてはあるのではと思います。

委員： 休園及び再開の基準は、人数的な面を見るだけでよいのでしょうか。先ほど事務局が言われたように人数が少なくてもその地域にとっては大切な場所だという認識があると思えますし、休園となりますとその地域は保育園や幼稚園の空白地域となってしまいます。人口の偏りによる理由もありますし、集団保育の成立やコスト面、職員の確保などいろいろな課題があることは理解できますが、保育の空白地域ができることへの不安や、地域の方が大切にされている園であるということも含めて休園について考えていただきたいと思えます。

事務局： この案では人数的なものが基準として挙げられていますので、それだけを適用しますと、ご指摘の通り保育の空白地帯ができることをご心配されてのご意見だと思います。今回、集団保育という視点から検討させていただいておりますが、人数だけを適用して休園を決定すべきか、空白地帯ができるしまっていいものか、その地域に対して受け皿はどのように確保すべきかなど保育の役割という視点からも検討を進めていきたいと思っています。

委員： 下山保育園は休園とのことですが、逆の流れで、今年度から市内の小中学校で小規模特認校制度（少人数の学校で、他の通学区域からの通学を許可する制度）が実施され、下山小学校にも 4 月から他学区に在住の小中学生が通うことになっていると記憶しています。通学は保護者が送迎しなくてはならないため、もしかしたら弟や妹を下山保育園に入れたいという希望もあるのではないのでしょうか。そういった事情も上手に

汲んでいただけると嬉しいなと思います。

事務局： 令和5年度の休園は決定していますが、令和6年度以降の園児募集について繋がるお話かと思っておりますので、今のご意見を踏まえながら検討したいと思っております。

委員： 額田地域については、移住促進に取り組んでいるかと思っております。他市町村で子どもが減って保育園や学校がなくなったけど、ある時急に住宅が開発されて人口が増え、子どもが行くところがないという話も聞きます。行政は横との連携もしっかりして、今後子どもが増えていくための方法も一緒に考えていただけるといいと思っております。

事務局： 本市でも中山間政策に力を入れているところではあります。この基準もすぐに決定ということではなく、中山間地域の活性化も含めしっかり検討していきたいと思っております。

会長： 本日もご意見をいただいた中で、0歳から2歳の子供たちに対しまして、保育所の立場から幼児教育とは異なる保育目標が必要であるとか、0歳児の保育は大変なことが多いですとか、市の立場からは待機児童解消のお話などいろいろなご意見がありました。その中でも、愛着の問題は大事であると思っております。発達の最早期であるこの年代の子どもたちに誰がどう関わるかというのは、子どもたちのその後の発達や人生に大切なことです。私も保育士養成校の教員として、0歳、1歳の乳児保育に関して、もう一度気持ちを引き締めて、「0歳児なら私に任せて！」というような保育者を育てるべく、頑張りたいと思っております。

閉会（15:40）